

瑞穂市の自治会とその役割

瑞穂市には97の自治会があり、防犯防災、地域環境保全、住民親睦など生活に密着した様々な活動が行われています。

自治会は、よりよい地域社会を創っていくために、地域住民の皆さんによって自主的に結成された団体であり、地域の様々な課題解決に取り組みながら、普段の暮らしを支える最も身近な組織です。現代社会における生活は日を迫うごとに複雑化し、地域内には個人や家庭だけでは解決できない様々な問題が山積しています。

こうした中で、少子高齢化、防災・防犯等々の諸課題を、地域住民の連携・協力により解決していくことが必要となります。

そのため、自治会は地域の各種行事や地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを活発に行い、いざというときに協力し合える絆をつくり、明るく安全で安心な住みよいまちづくりを目指したいものです。市民のみなさんが疑問に思われます代表的な問題のQ&Aを作成しましたので、参考にしてください。



よくある質問（問答集）

1 役員について

①来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらよいでしょう？

役員の選任方法については、それぞれの自治会で話し合った上で会員の皆さんが納得する方法を選びます。方法としては、推薦・指名、輪番制、抽選、選挙などがあります。輪番制や抽選で決める場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯、高齢者だけの世帯等について配慮するなど、個々の世帯に目を向けることも必要です。

また、自治会の役員は負担が大きく、敬遠されがちですが、役員を務めることによって、地域での新たな出会いや様々な発見があります。お住まいの地域をよりよくしていくために、役員としてご協力いただくとともに、役員以外の方を含めできるだけ多くの会員に呼びかけて、運営に協力してもらうようにすることも大切です。

役員の選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。

時間をかけても、みなさんが納得するような選考を目指しましょう。

② 役員の任期はどのくらいがいいのでしょうか？

役員の任期について、それぞれの自治会によって1年任期、数年任期など規約に定められているところが多くあります。また、短期間の任期を定めるなど特定の個人のみの負担にならないような工夫も必要ですが、ある程度自治会のことに精通するよう複数年の任期を定めることが望ましいです。

2 会計について

③ 会費を滞納する人がいます。どうすればよいのでしょうか？

まずは、滞納している理由を明らかにしましょう。理由としては、

1. 家を留守にすることが多く、会費を支払う機会を逃している。
2. 活動に対して賛同できないので、会費を払いたくない。
3. 会費を支払う経済的余裕がない。

などが考えられます。

理由が1であれば、集金方法を一括払いにする、口座振込にするなどの工夫が効果的です。

理由が2であれば、滞納者が何に納得できないのか、詳しく聞いてみましょう。滞納者の言い分がもっともなら、活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動について説明するときは、活動報告書や決算報告書などの資料を用意して、具体的に説明することが重要です。

理由が3であれば、基準を設けて会費を一部免除するなどの対策が必要なこともあります。

また、滞納者への対策は、会計を担当する人だけではなく、役員全体で対応することが大切ですし、望ましいと考えます。

会費は、3ヶ月、6ヶ月、1年間の選択制の方法を取るなど、会員ごとに、支払う頻度が違うので、一人ひとり帳簿にきちんと記録しておく必要がありますので、役員は大変ですが、会員が不在で役員が無駄足を踏むことがないように、予め希望する日時には必ず家にいてもらうようにするとよいのではないのでしょうか。

④ 役員会の飲食費は、自治会の予算から出してもよいのでしょうか？

通常の会議で出すお茶とお菓子くらいであれば、これを会議費として予算に入れることは、会員にとっても納得できるものかもしれません。しかし、役員の親睦会などで額が大きい場合には、本当に活動のために必要なのか検討する必要があります。

役員会の飲食費を団体の予算から支出するかどうかは、最終的にはそのことに会員が納得できるものかどうかです。大切なことは、使途や内訳を会員から問われたときに、き

ちゃんと説明できることです。そのためにも領収書の保管や帳簿への記録は徹底する必要があります

⑤自治会へ募金協力等の願いがありました、どのように集めればいいでしょう？

自治会等には、日本赤十字社共同募金、共同募金、緑の募金、社会福祉協議会会費などの協力のお願いをしています。

募金は、その趣旨に賛同する人が自由に行うべきなので、会員が思い思いの額を募金して団体はそれを取りまとめるというのが本来の姿です。

しかし現実には、予め団体の予算の中に組み込んでいるところも多いようです。

募金の取り扱いについては、各事業の趣旨を十分理解していただき、全体でよく話し合っ

3 環境について

⑥犬のふんで困っています。

ふんは必ず飼い主が持ち帰ってください。ペットのふん尿の始末は、飼い主の責任です。自治会に啓発看板を配布しておりますので、必要であれば、環境課（TEL327-4127）までご連絡ください。

⑦のら猫が地域に住みつき困っています。

原因の1つとして無責任な餌やりが考えられます。餌を与えるのであれば、必ず自分の猫として室内で飼養するようにしてください。また、飼えなくなったからといって遺棄することものら猫が増える原因となりますのでやめましょう。地域のみなさんがお互いに協力して住みよい環境づくりに努めましょう。

⑧飼い犬や猫が死んだらどうしたらいいのですか。

道路に動物などの死骸を見つけた場合は、環境課（TEL327-4127）までご連絡ください。飼い犬については、届出が必要ですので、環境課までご連絡ください。また、ペットの火葬については、市民課（TEL327-4113）にご相談ください。

⑨野焼きをしています、どうしたらよいのですか。

廃棄物の野外焼却は原則禁止されていますので、絶対にしないでください。ただし、農林業を営むためにやむを得ず行うものなど例外行為とされているものもありますのでご理解ください。また、例外行為を行う場合であっても、周囲の住宅環境等に配慮（風向き時間帯等）をお願いします。地域のみなさんが、お互いに住みよい環境づ

くりに努めましょう。

⑩騒音トラブルで困っています。

壁越しに大音量で聞こえるテレビの音、夜中まで複数人が大騒ぎする声、動物の鳴き声、車両騒音など、現代社会では、住環境で大きく扱われる問題のひとつです。騒音で不愉快な思いをされている方も近隣の方には、話せないものです。地域のみなさんが、お互いに住みよい環境づくりに努めましょう。

⑪廃棄物の不法投棄を発見したら？

廃棄物の不法投棄は、ますます悪質、巧妙化しています。不法投棄には、未然防止、早期発見、早期対応がなによりも重要です。廃棄物の不法投棄が疑われるケースを発見したときは、速やかに環境課（TEL327-4127）あるいは警察（TEL324-0110）にご連絡をお願いします。

⑫空き家があって、迷惑しています。どうしたらよいですか？

適切な管理が行われない空き家によって、様々な問題が発生しています。雑草繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下、空き家の放火、老朽家屋の外壁が道路に落下する事故など問題となる事案が発生する場合があります。日頃から地域の中で、建物を適正に管理することについても話し合ひましょう。お困りの場合は、環境課（TEL327-4127）・都市開発課（TEL327-2101）にご相談ください。

4 交通安全について

⑬車が公の道路に駐車してあり困っています。

車両等が歩道に一部でていたり、道路に駐車されたりしますと、交通事故を引き起こす誘因にもなりかねません。

また、公の道路には、通行の妨げになる障害物等は、置かないようにしましょう。駐車禁止の標識がなくても、無余地駐車等々で取り締まりは可能ですので北方警察署または最寄りの交番に連絡をしてください。

（北方警察署 TEL324-0110・穂積交番所 TEL327-1564）

⑭道路に樹木がはみ出して、通行の妨げになって困っています。

通行用の道路は、市道または県道等で、市内の皆さんの主要道路として多くの方が利用されます。

このような状況の中で、道路にはみ出した枝や葉は、通行の妨げとなるだけでなく、道

路の見通しを悪くして交通事故を引き起こす原因となることもあります。
交通事故防止のためにも、所有者の責任で対処していただきますようお願いします。

5 自治会活動保険について

⑮自治会に加入している住民が自治会活動・行事に従事中または参加中に、事故によりケガをしましたが、どうしたらよいですか？

補償が適用されるか否かは保険の内容、事故のケースによって変わってきますので、事故の内容等詳細については、総務課（TEL327-4111）までご連絡ください。

6 放置自転車について

⑯自転車が放置してありますが、どうしたらよいですか？

道路、路肩に放置された自転車は、北方警察署または最寄りの交番に連絡をしてください。（北方警察署 TEL324-0110・穂積交番所 TEL327-1564）

7 道路管理について

⑰道路に穴があいていますが、どこへ連絡したらよいですか？

道路上（市道）に穴があいている場合は、都市管理課までご連絡ください。現地確認を行い補修します。

舗装の劣化、損傷により道路上に穴があいていたり、側溝のふたが破損する場合があります。安全確保のために速やかに対応が必要です。

お手数ですが、都市管理課（TEL327-2102）までご連絡ください。